

教育訓練給付制度のご案内

この度は、2011 年度社労士受験対策『佐藤塾』の講座受講をご検討いただきありがとうございます。
次の 3 講座は、教育訓練給付制度の指定対象講座となっています。給付金支給対象の方は是非、
ご利用ください。

フルパック プラス【通信部】(指定番号：13327-102002-6)

フルパック プラス【通学部】(指定番号：13327-102001-3)

フルパック【通信部】(指定番号：13327-102003-9)

手続きについて

教育訓練給付制度をご利用になる場合は、

『教育訓練給付制度・利用申請書』を当研究所に提出していただく必要があります。

講座申込については、現金・カードのお支払いでも結構です。

生協や書店での申込は、申請は受けられません。各辰巳本校での手続きをお願いします。

< 『利用申請書』・『支給要件照会票』の入手方法 >

下記フリーダイヤルでのご請求

辰巳各本校窓口でのご請求

支給要件照会は必ずご自身で行ってください！！

教育訓練給付に必要な課題（出席率・課題提出等）をクリアしても、ご自身が支給要件に合致しなければ給付金の支給は受けられません。この場合、当研究所は一切の責任を負いかねます。支給要件の照会は、必ずご自身で行ってください。

ご自身が支給要件に該当するか否かのお問合せにつきましては、当研究所では一切、お答えできません。

教育訓練給付制度についてのお問い合わせは、下記フリーダイヤルにて承っております。

辰巳法律研究所

業務部運営グループ

電話：0120-319-059（10時～18時）

E-mail: info1@tatsumi.co.jp

裏面もご参照下さい

給付対象者

1. 雇用保険被保険者（ 1 ）の方で、受講開始日（ 2 ）において支給要件期間（ 3 ）が 3 年間（初めて給付を受ける者は 1 年以上）を超える者であること。
2. 受講開始日において雇用保険被保険者ではないが、雇用保険被保険者でなくなった時から受講開始日までが 1 年以内であり、かつ支給要件期間が 3 年間を超える者であること。
3. 以前、教育訓練給付金の適用を受けてから 3 年以上を経過していること。

講座受講料の 20%【上限 10 万円】（支給要件期間 3 年以上、初めて給付を受ける者は 1 年以上）が国から支給される教育訓練給付制度ですが、誰でもこの制度を利用できるわけではありません。その対象者となるためにはいくつかの条件がありますので、説明を読んでご自身が教育訓練給付金支給対象者であるかどうかをご確認ください。また、ご自身が教育訓練給付金支給対象者であるかどうかを確認する方法として、ハローワークにて行う「支給要件照会」がございます。この手続きは辰巳法律研究所で行うことは出来ませんので各自、ハローワークに足をお運びください。（ハローワークでは電話でのお問合せは受付けておりません。）
全ての講座が教育訓練給付金制度の指定講座というわけではありません。指定講座については裏面をご覧ください。

- 1 雇用保険被保険者・・・自営業などの事業主や公務員など、雇用保険の被保険者でない方や、高年齢継続被保険者の方などは、雇用保険の被保険者でないので教育訓練給付金の支給を受けることは出来ません。雇用保険を支払っている一般労働者が、雇用保険の被保険者として教育訓練給付金の支給を受けられる対象者となります。
- 2 受講開始日・・・受講開始日は、受講申込をした日ではなく受講される講座の開講日となります。本人の出欠とも関係がありませんのでご注意ください。通信の場合は教材の初回発送日が受講開始日となります。支給資格の有無を確認する大事な日ですので、お間違いのないよう御確認下さい。
- 3 支給要件期間・・・受講開始日までの間に継続して雇用保険被保険者として雇用された期間です。転職をした方は、前職から現職までの失業期間が 1 年以内である時には前職の雇用保険被保険者であった期間を支給要件期間に通算することが出来ます。

教育訓練給付制度

給付率	受講料の 20%
上限額	10 万円
対象者	支給要件期間の 3 年以上 支給を受けたことがない者に限り、支給要件期間が 1 年以上あれば、支給を受けることができる。

受講開始日...通学コースでは当該講座の講座開講日、通信コースでは第 1 回の教材発送日が受講開始日となります。受講修了者の支給額が 4,000 円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されません。

給付までの流れ

